



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年9月16日火曜日 第1999号

◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	965
指定自立支援医療機関の指定.....	965
障害者就業・生活支援センターの変更.....	965
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	965
地籍調査の成果の認証.....	966
建設業者の許可の取消し.....	966
開発行為に関する工事の完了.....	967
建設業者の許可の取消し.....	967
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	967
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（3件）.....	967

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	968
--------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1345号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成20年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
長山産業株式会社 代表取締役 瀬野恵三	西条市今在家1500番地2	平成20年 8月31日

○愛媛県告示第1346号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
愛媛県心と体の健康センター	松山市本町七丁目2番地	愛媛県	精神通院医療	平成20年 9月1日
アタゴ薬局	宇和島市広小路1-43	株式会社メディック・ユウ	精神通院医療 （薬局）	平成20年 9月1日

○愛媛県告示第1347号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターから次のとおり住所及び事務所の所在地の変更の届出があった。

平成20年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 名称及び住所並びに事務所の所在地

名 称	住 所	事務所の所在地	
		変 更 前	変 更 後
社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	今治市室屋町一丁目1番地8	今治市北宝来町二丁目2番地12

2 変更年月日

平成20年4月1日

○愛媛県告示第1348号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産

業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ今治松本店
今治市松本町五丁目1-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山 芳彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山 芳彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年4月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2 433平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

126台

イ 駐輪場の収容台数

74台

ウ 荷さばき施設の面積

80平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

41 4立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時40分から午前0時20分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成20年8月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部

今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1349号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
宇和島市	津島町岩松の一部	平成18年度から平成19年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿
大洲市	長浜町沖浦の一部	平成18年度から平成19年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿
松前町	大字横田の一部	平成18年度から平成19年度まで	松前町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成20年9月16日

○愛媛県告示第1350号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
（般-15）第15469号	平成15年12月8日	四国セキスイファミエス(株)	永岡 猛志	松山市余戸東5-1-10	平成20年8月4日	建築工事業	建設業の廃止
（般-20）第15370号	平成20年7月31日	四国セキスイハイム(株)	永岡 猛志	松山市余戸東5-1-10	平成20年8月4日	建築工事業	建設業の廃止
（般-16）第14476号	平成17年3月16日	(有)川電工業	川中 浩司	伊予郡松前町大字北川原720-1	平成20年8月4日	電気工事業	建設業の廃止
（般-18）第12355号	平成18年8月24日	(有)誠土木	渡邊 誠	伊予郡砥部町北川毛186	平成20年8月8日	土木工事業 建築工事業 管工事業	建設業の廃止
（般・特-19）第1905号	平成19年10月22日	(株)福田組	石本 幸男	松山市松末2-1-7	平成20年8月18日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止（一部）
（般・特-17）第2938号	平成17年7月28日	(株)美川建設	西山 公彦	上浮穴郡久万高原町日野浦836	平成20年8月21日	造園工事業	建設業の廃止（一部）
（般-17）第7392号	平成17年11月10日	(株)渡部土建	渡部 正之	東温市見奈良585-1	平成20年8月27日	土木工事業、 とび・土工事業、 管工事業、 造園工事業、 水道施設工事業	建設業の廃止
（般-17）第10912号	平成17年7月27日	伊予技建(株)	吉田 修	松山市来住町1307-2	平成20年8月27日	造園工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第1351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 9月16日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第30号 平成20年 9月 5日	伊予郡砥部町八倉149番3、150番3及び152番1	伊予郡砥部町八倉248番地1 重 松 一 利

○愛媛県告示第1352号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-18)第12356号	平成18年 8月4日	㈱三友技建	上田 昭彦	喜多郡内子町石畳2520	平成20年 8月6日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-19)第12858号	平成19年 9月27日	(有)さかい	酒井 章	西宇和郡伊方町高浦1059-1	平成20年 8月8日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(特-17)第1162号	平成18年 3月27日	祇園建設㈱	高橋 聖一	大洲市八多喜町甲199-1	平成20年 8月18日	土木工事業	建設業の廃止
(般-17)第5446号	平成17年 8月17日	城本建設	城本 春雄	喜多郡内子町中川717	平成20年 8月19日	大工工事業	建設業の廃止
(般-15)第14110号	平成15年 9月28日	(有)鎌田産業	鎌田 美貴	大洲市豊茂甲688	平成20年 8月22日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1353号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・南山中組地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月16日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 町営土地改良事業（農地保全事業・南山中組地区）計画書の写し

(2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成20年 9月17日から10月16日まで

3 縦覧場所

内子町役場本庁

（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月16日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（ほ場整備事業・南山中組地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年 9月17日から10月16日まで

3 縦覧場所

内子町役場本庁

○愛媛県告示第1355号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・南山中組地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月16日

○愛媛県告示第1354号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・南山中組地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（農業用道路整備事業・南山中組地区）変更
計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年 9月17日から10月16日まで
- 3 縦覧場所
内子町役場本庁

○愛媛県告示第1356号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・南山中組地区）の計画の変更は、適当と認められるので、

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月16日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・南山中組地区）
変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年 9月17日から10月16日まで
- 3 縦覧場所
内子町役場本庁

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 8月29日	特定非営利活動法人 障害者スポーツクラブ	笹 木 正 照	松山市菅町6丁目53番地1五月荘 3号	この法人は、障害者並びに健常者に対して、スポーツを通じた交流に関する事業を行い、障害者に対する理解と協調に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 9月 1日	特定非営利活動法人 松実会	栗 林 しげみ	松山市三番町2丁目6番地7第19 ミツビルB1	この法人は、愛媛県松山市において失われつつある、まちの歴史・文化・空間資源等の価値を見直し、これらの保全・活用を図るためのまちづくりに関する諸事業等を実施することによって、個性豊かで情緒あふれる質の高いまちの住環境を護り育て、もって地域の健全な発展に寄与することを目的とする。